

論文要旨

市民性開発と情報教育の可能性 -高度情報文化社会の形成をめざして

実践情報学コース

06202

小野 順子

1 研究の背景と目的、及び方法

高度情報通信技術の発達、個人が情報の受発信主体となることで、自由や平等を開拓し、民主主義社会の創造への主体的参加も可能にしようとしている。しかし、今日の日本の民主主義の切実な状況においては、市民の一員として子ども・青年を認め、その人権状況の改善をめざした学習環境の創造も緊要な課題としてとらえられる。

そこで、情報通信技術による教育の効率化と教育そのものの情報産業化に対する緊張関係をもちながら、民主主義的価値を形成するための情報教育のあり方を提示するため、必修化される高等学校普通教科「情報」科目を切り口として、学際的に理論を援用し考察しようとするものである。横断する領域は、情報政策、情報倫理、情報法、教育法、学習理論、社会学、政治哲学と多岐にまたがっているが、領域間を中継する理論として、関係的自律やケアの理論といった、ジェンダーをめぐる社会科学の思想的成果に依拠しているところに、研究上の特色がある。

2 研究内容の概要

2.1 必修化される情報教育とその課題について

高等学校普通教科に2003年度から必修化される「情報」科目の教育目標は、「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」と3つに表わされている。高度情報通信社会とは、個人がパーソナルなメディアによって、情報を自由に受発信することにより、個人が民主的な社会形成に主体的に参画できる社会ということができる。そこでは、これまでの社会以上に個人の権利や義務の自覚、自己責任性が強く要請さ

れてくると考えられる。特に情報化に伴ってより強く意識されるべき権利として、表現の自由、知る権利、プライバシーの権利、著作権などが明らかになってきている。普通教科「情報」では「情報社会に参画する態度」という目標と、全体を通じて内容的に配慮すべき「情報モラル」についての指導でこれらを教えようとしている。しかし、中学段階での学習レベルや生徒の興味に応じて3つの必修選択科目を置いたため、かえって、情報化社会を形成する主体に基本的に必要な要件が不明瞭になっている感が否めない。そのことは、高度情報通信技術によってどのような社会を形成しようとしていくのかという理念の不在と、まず関係していると考えられる。また、教科の設定過程において、高等学校における必修化には産業界からの強い働きかけもあったため、情報社会とは高度情報通信技術を活用した市場経済の発展を期する社会であるというバイアスが働いており、学習者を情報ネットワーク社会の客体的存在にとどめてしまう恐れがあると考えられる。しかし、情報化とともに重要なことは、個人が情報の受発信主体となることで、自由や平等を開拓し、民主主義社会の創造への主体的参加も可能になってきたことである。このことは、関連する科目である「公民」科目の目標との整合を考慮したとき、新たに求められる公民的資質としての「情報社会に参画する態度」の必要性も明確になる。

ところで、高等学校必修科目「情報」科の導入に伴い、情報モラルや情報倫理をどう教えるかが、焦眉の課題になっている。この現状を踏まえて、様々な論考が行われているが、国内の各論に共通する点は、ネットワークシステムのセキュリティや防犯、事故防止教育を中心としており、高度情報通信技術によっていかなる社会を構築していこうとするのか、という基本的な視点の欠如である。これに対して、欧米で先行するコンピュータ倫理あるいは情報倫理には、情報技術の社会的機能とその影響を客観的にとらえた上で、技術開発者とその利用者それぞれの立場に求められる倫理的規範を考察してきた実績が認められる。複雑で多様な社会環境において、また、情報技術によって民主的価値を阻害する影響が顕著になってきた現今においては、もはや技術の専門領域の思考では解決不可能であるがために、より一層多くの領域や公衆との協同的で公的な議論の空間を創り、情報技術を広く社会的文脈のなかでとらえる必要性があること、そして、そこから反省的に倫理的考察と問題解決思考を生む中で、状況改善的な実践が行なわれることを志向している。

高等学校・普通教科「情報」という情報技術・科学教育と公民教育の両側面をもつ教科において、「情報社会に参画する態度」という目標については、その目標がかかげる「望ましい情報社会」の社会像及び理念を明らかにし、公民科目の接続について明らかにしながら、そうした社会に参画する主体の育成に向けた学習のあり方が考察される必要がある。

2.2 情報社会政策としての情報教育の再考

この新たな情報教育の目標に掲げられた「望ましい情報社会像」について、まず、IT基本法、e-Japan国内戦略等との整合をみた場合、政策原理として憲法に則した、情報リテラシーの平等性と情報の自由があることが確認される。また、政策目的としての社会像を、沖縄IT憲章を参照しながら整理すると、人間の諸権利と平和を協働的に創造していくという意味における協創、そして民主主義への参加の促進、人々の潜在能力を開発する学習社会として表わすことが可能となる。本論では、こうした社会こそが、高度情報通信技術の利用により新たな文化を形成する可能性をみて、「高度情報文化社会」と名づけた。

また、情報政策の一端として、政策形成主体に多元的な人権の理解を求め、善き生存態をめざした政策を最優先化させる情報社会政策の観点から、「情報」科目の教育目標を再考した場合、「情報社会に参画する態度」とは、情報社会において情報通信技術の進展とともにもたらされる方針や政策の不在、不適合に、倫理的深慮とともに問題解決にあたり、社会貢献を果たす態度と捉え直すことができる。そして、この教科の意義が、高度情報文化社会の形成に向けた政策主体を育成することにあると確認される。

2.3 高度情報文化社会の規範的理念について

次に、政策原理に認められた新しい2つの権利である、情報の自由と学習する権利の関係と構造について考察した。情報の自由と学習する権利についての主張は、戦後の公教育制度とマス・メディアの発展、経済成長に伴う産業情報化のなかで70年代にパラレルに生まれ、80年代からクロスし、今日に及んでいる。そのなかで見出されるのは、情報化がすでに教育環境に与えている、学校の民主的 legalization の遅滞という問題である。

こうした状況をふまえて2つの権利の関係を考えると、情報の自由は、関係的に自律する自己を形成する上で、情報を統御する権利であり、それを仲介として、個人と集団の学習する権利が結びつくことで、自己実現と自治的権能を拡張していくと考えられる。特に、集団的に学習する権利は、子どもや青年が参加民主主義のプロセスを通じて、他者と関係して生きる自治的スキルを獲得する上で重要である。また、そもそも個体として異なる遺伝子を持ち、環境の情報によって同化と異化を繰り返し恒常性を保つ生体である人間は、「差異に生き差異に学ぶ変革する学習者」であるゆえ、同様に生きられる空間を必要としている。そのような空間は、情報の自由と学習する権利を基底として、個人と集団の多様な学習が営まれる、情報学習空間としてとらえられる。そこでは、学習関係性によって問題が規定化され、分散的協働によって政策形成を図り解決に向けた行動が空間を拡張していくと考えられる。

2.4 高度情報文化社会の主体形成について

学習関係性への駆動力となる社会的連帯や共有価値の創造については、市民性という概念の拡張の中に表わされるようになってきている。この市民性の概念は、近年、国家から付与される法的政治的地位のみならず、社会的地位や役割、メンタルな態度として、拡張的に変化が生じている。そこでは、フェミニズムの思想的貢献により、これまで限定されてきた、公的領域にかかわる主体を多元化し、女性、子どもや青年、高齢者、障害をもつ人々の主体的参加への視点の提供や、公私の領域にまたがる厳然とした枠の撤廃へと「ケアの理論」の考え方が働いている。トロントは、ギリガンが提示した、正義の倫理とはもう一つ別の「ケアの倫理」を発展させ、核心的な価値として自他への心遣い、責任、能力、応答性とその統合を通じて、多様な市民像が他者への集団的責任を有する民主的行為体となるケアのプロセスを提示し、その普遍化を志向している。

こうした市民性の概念の拡張とともに、市民性開発教育は参政権をもたない子ども・青年の政治的社会的プロセスに重要な役割を果たすという認識に基づき、欧州では教育改革の中心的概念としても採用されるようになってきている。そうした市民性開発の調査研究の国際的動向を、UNESCO-IBAの国際プロジェクト、IEAの国際比較調査、米国の国内学力調査、欧州評議会のプロジェクト研究、イギリスのクリックリポートによって概観した。

そして、市民性開発教育の、集団的な権利と責任の行使を通じた批判的解釈力、あるいは参加と主張のスキルの獲得、共有価値の生成に対して、情報教育を連関させ、そこにケアのプロセスによる情報学習空間を通じて、高度情報文化社会の主体形成を図ることを構想した。

2.5 結論

高等学校普通教科「情報」の目標である「情報化の進展に主体的に対応できる能力と態度」を育てるうえで、「情報社会に参画する態度」は、「高度情報通信技術を通じて、人権や平和を創造し、民主的な自律する社会をめざして、情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている社会的影響を理解し、倫理的深慮とともに解決

策を考え、協働する態度」と再解釈できる。

そうした態度は、情報の消費と生産・労働といった固定的な役割のなかで学習者が思考するのではなく、日常生活の市民としての多面的な役割、家族、コミュニティの一員として、生涯学習者として、選挙などを通じた公的意志を表明する者として、情報通信技術の利用において起こる問題状況を批判的に解釈する力とともに、参加と主張のためのスキルの獲得によって育成されると考えられる。そのためには、共有価値を参照したり、生成するためのモラルディスコースが必要となる。

新指導要領では、情報技術の進展が社会に及ぼす影響について考え討議する学習を取り入れるよう、内容の取扱い上に定められている。しかし、技術の社会的責任を明らかにしていくような、具体的な討議方法が指導者に示されているわけではない。ここでは、道徳教育でのモラルディスコースの成立条件を整理したオセルの考え方と、ケアの理論を元にトロントによって提示されている、モラルと政治的議論のための焦点との融合の試みによって、正義とケアの倫理の調整を含めた、討議の方法論とともに、現行の新指導要領の「情報モラル」の再構築への視点を提供している。

ケアの提供者と受容者の立場は、情報の送り手と受け手でもあり、情報技術の提供者と受容者に置き換えられる。この両者の関係において、情報通信ネットワークからの要求ではなく、まず人間のニーズへの問いを深めることになる。人間のニーズ、それも差異に生きている人々のさまざまな局面に応じて、その善き生存態を考慮することが求められよう。人間の尊厳、権利への深慮とも換言できる。ケアのプロセスでは、情報の発信、あるいは情報技術を提供することとは、自分とは差異ある他者、つまりネットワークにつながっていない他者を含む世界への配慮によって社会的責任を果たす、そうした能力を含めて行われる行為であり、その行為について、情報を受信、あるいは情報技術を受容する側からはそれに対する応答によって、行為へのフィードバックが行われる。この応答性の分析に深い配慮を働かせるには、ネットワークを一度離れ、現実のなかで、五感を十分に働かせる、あるいは欠けている感覚を補い合うことが重要だろう。ネットワークに載る情報データ以外の社会的な環境を含む情報が、他者への配慮ある分析には不可欠だからである。デジタルディバイドを解消していくための思考と行為は、ケアによるそうした一連の相互依存的な学習関係としてとらえられる。

このように、「情報」科目におけるモラルディスコースは、情報通信技術を暗黙のうちに権威化させることなく、情報学習空間のなかでケアと正義の原理に基づいて討議が進められる場として想定することが可能である。また、実際に、公民科目との連携において、総合的学習の展開において、異なる領域との関係をつくる上で、ケアのプロセスを大いに機能させる必要がある。

差異に生き差異に学ぶ変革する主体が、共生と連帯を求めて取り結ぶ学習関係性の編目のなかから、高度情報文化社会は出現する。それは、機械のようなレベルのままの社会の諸関係に信頼を回復させ、社会習慣の再調整とともに、全ての市民が被統治者から統治者となることを通じて、民主主義の教育的機能を社会全般のなかに発揮させることを構想した、前世紀初頭のデューイとグラムシの主張を継承する試みである。また、ウィーナーがサイバネティックスの語源として採用した「統御」の力が、ネットワークシステムに奪われつつある状況のなかで、多様な人間同士が協働しながらそれを取り戻し、情報通信技術をヒューマニズムの元で活用していく営みでもあり、人権の世紀を切り拓く、希望そのものなのである。

キーワード

情報教育、情報倫理、情報政策、社会政策、情報の自由、学習する権利、市民性、ケアの理論